

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 30 年 10 月 11 日

盛岡市上下水道事業管理者 古山裕康

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 上下水道局本庁舎外部鉄階段塗裝修繕
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行場所 盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局本庁舎屋上
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日より 30 日間

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 10 月 24 日（水） 11 時 00 分
- (2) 場所 盛岡市上下水道局 3 階 302 会議室

3 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に関係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 盛岡市競争入札参加者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 平成 29・30 年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者で、「塗装工事甲」に登録している者であること。

4 仕様書等の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

- (1) 仕様書等は、[盛岡市上下水道局公式ホームページ](#)>お知らせ欄にある「上下水道局本庁舎外部鉄階段塗裝修繕に係る一般競争入札を実施します」に掲載している。
また、盛岡市上下水道局総務課（盛岡市愛宕町 6 番 8 号）の閲覧場所においても、公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで閲覧できる。
- (2) 契約条項を示す場所は、盛岡市上下水道局総務課とする。

5 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みを行うこと。

- (1) 入札参加申請書類及び提出部数
入札参加資格確認申請書 1 部
- (2) 入札参加申請手続
 - ア 申込方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）
 - イ 受付期限 平成 30 年 10 月 23 日（火）正午までとする。
 - ウ 受付場所 盛岡市上下水道局総務課

6 入札保証金 免除

7 郵便による入札 郵便による入札は、認めない。

8 入札の回数

2回までとする。ただし、落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

9 入札書記載金額

入札書は盛岡市競争入札参加者心得第13第1項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

本件は、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者として決定する。

11 契約書作成の要否

要 修繕請負契約書による。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 5に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) その他入札条件に違反した入札

13 その他

- (1) 現場説明は、行わない。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 5に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。
- (5) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、平成30年10月17日（水）正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局総務課あて提出すること。回答は、仕様書等閲覧場所及び市上下水道局公式ホームページで平成30年10月23日（火）までに公表する。

電子メールアドレス sui.soumu@city.morioka.iwate.jp

盛岡市上下水道局総務課 Tel 019-623-1439, Fax 019-623-1422

修繕契約約定

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、頭書の修繕契約に関し、この契約書で定めるもののほか、別途示す仕様書、図面等その他の参考図書（以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。
- 2 仕様書等が明示されていないもの、又は協議があるものについては、発注者と受注者とが協議して定めることとし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

(関係法令の遵守)

- 第2条** 受注者は、この修繕の履行にあたり、労働基準法その他の法令上受注者に課せられた責務を負わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条** 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保の目的で供してはならない。ただし、受注者が中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）第2条第1項で規定する中小企業者であって、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2条に規定する信用保証協会及び中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合における市の次価の支払による弁済の効力は、盛岡市上下水道局規程（平成22年4月1日上下水管規程第3号）第33条第3項で規定する支出負担行為の確認を金銭払込員が行った時点で生ずるものとする。

(一括再委任又は一括下請負の禁止)

- 第4条** 受注者は、修繕の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、やむを得ずこの契約の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(臨機の措置)

- 第5条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項において必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りでない。
- 3 受注者は、第1項の措置をとったときは、延滞なくその内容を書面により発注者に通知しなければならない。

(監督員)

- 第6条** 発注者は、必要と認めるときは、受注者の修繕の履行について監督員を派遣することができるものとし、受注者は、監督員の職務執行に協力するものとする。

(一般の損害等)

- 第7条** この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約の変更及び中止)

- 第8条** 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等を変更し、若しくは作業を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額、委嘱の期間その他この契約で定める条件について変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約期間の延長)

- 第9条** 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約期間内に修繕を完了することができないときは、契約期間内にその理由等を詳記した期間延長の申出書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定より申出書を受理したときは、内容を検討し、正当であると認めるときは期間を延長することができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めるものとする。

(危険負担)

- 第10条** 発注者と受注者双方の責に帰することができない事由により、受注者が修繕の全部又は一部を完了することができない場合には、受注者は、当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。
- 2 前項の支払義務を免れる金額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査)

- 第11条** 受注者は、修繕が完了したときは、速やかに発注者に対して報告しなければならない。ただし、発注者が必要でないと思えるときはこの限りでない。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときはその日から10日以内に速やかに業務完了の確認検査（以下「検査」という。）を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、速やかに当該補正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の実施については前項の規定を準用する。

(履行遅滞の場合の損害金)

- 第12条** 受注者の責に帰すべき事由により、契約期間内に修繕を完了することができない場合において契約期間後に完了の見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収することができる。ただし、検査又は再検査に要した日数も遅延日数に算入しないものとする。

(代金の支払)

- 第3条** 契約の代金は、一括払いとし、発注者の検査完了後、受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内で支払うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、不正な手段により支払われた場合、受注者は、その部分について代金を発注者に返還するものとする。
 - 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、前項の規定による修繕代金の支払が遅れたときは、発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をもって計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の解除事由)

- 第4条** 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
 - 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - 契約の履行にあたり、監督員その他職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
 - この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
 - 第9条の規定により、契約期間の延長を申請した場合で、発注者が、発注者の責に帰し難い事由により、その変更に応ずることができないとき。
 - 第6条の規定によらず、契約の解除を申し出たとき。
 - 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が諮ら実質的に関与していると認められるとき。
 - 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 資材、原料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方があらかじめその旨を告知し、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 受注者が、あらかじめその旨を告知する者を資材、原料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（あらかじめその旨を告知する者を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第14条の2** 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前2項第2号に該当するとみなす。
- 受注者について破産手続開始の決定があった場合には、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 受注者について更生手続開始の決定があった場合には、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 受注者について再生手続開始の決定があった場合には、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者
- 3 受注者は、第1項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 4 発注者は、第14条の規定により受注者との契約を解除する場合には、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所（その旨を掲示することにより、受注者への通知ができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。）

(談合その他の不正行為等に係る発注者の解除事由)

- 第5条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第4号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
 - 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第36条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

(受注者の解除事由)

- 第6条** 受注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。
- 第8条第1項の規定による契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
 - 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(かし担保)

- 第7条** 受注者は、成果品のかしが発見されたときは、これが発注者の過失による場合を除き、発注者の指定する日まで無償で補修するとともに、そのかしにより発注者に損害を与えた場合はその損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 前項で定める成果品のかしについての担保の期間は、別に定めるものを除き、第1条第2項又は第3項に規定する検査又は再検査に合格した日から1年間とする。

(秘密の保持)

第18条 発注者及び受注者はこの契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(損害賠償額の予約)

第19条 受注者は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特段損害額がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項で規定する賠償金の額を越える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約外の事項)

第20条 この契約について定めのない事項及び発注者と受注者間の紛争または協議の生じた事項については、そのつど発注者と受注者とが協議して定めるものとする。